

65歳
の方へ

高齢者肺炎球菌ワクチンの 定期接種について(ご案内)

これまでに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方は、
助成の対象になります

助成対象者

肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがなく、接種日時時点で成田市に住民票があり、以下の①もしくは②に該当し、接種を希望する方。

- ① 接種日時時点で65歳の方（66歳の誕生日前日まで接種可能）
65歳の誕生日の時期に、ご自宅宛てに予診票を発送いたします。届いていない場合は下記問合先へお電話ください。
- ② 接種日時時点で60歳～64歳の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能によって日常生活がほとんど不能な程度の障がいをもつ場合
予診票は、下記問合先にお申込みください。

接種の流れ

- ① 医療機関に接種の予約を行う
※一部予約が不要な医療機関もあります
- ② 以下の持ち物を持参し、ワクチンを接種する
 - ・ 成田市が発行する予診票
 - ・ 氏名・住所・生年月日が確認できる物
（マイナンバーカードなど）
 - ・ 【該当者のみ】生活保護受給証明書、身体障害者手帳

接種費用 6,000円（生活保護受給者は無料）

【問合先】成田市地域医療政策課(成田市赤坂1-3-1 保健福祉館内)
電話番号:0476(27)1119 FAX:0476(27)1114

成田市 带状疱疹予防接種 定期接種(費用の一部助成)のご案内

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる病気です。水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体内に潜伏し、加齢などで免疫が低下すると、ウイルスが再び活性化して、带状疱疹を発症します。带状疱疹にかかる年代のピークは70歳代といわれています。

【令和8年度の対象者】

成田市に住民票があり①又は②のいずれかに該当し、接種を希望する人

① 令和9年3月31日までに下表の年齢に該当する人

令和8年3月末にご自宅宛てに封筒で予診票をお送りしていますので、ご確認ください。

65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生	70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生
75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生	80歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
85歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生	90歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
95歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生	100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生

※上記の生年月日に該当する方であれば、誕生日を待たずに接種できます。

② 接種日当日60歳～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつる人(身体障害者手帳1級相当)。

予診票は、下記お問い合わせ先にお申し込みください。

【令和8年度の接種期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日

【接種回数と接種費用】 AかBどちらか1つを選択。助成は生涯に一度です

	ワクチンの種類	接種回数	接種費用
A	生ワクチン(ビケン)	1回	4,500円
B	不活化(組換え)ワクチン (シングリックス)	2回 (間隔は2か月以上あける)	1回につき 11,000円
注意	Bの不活化(組換え)ワクチンは、2か月以上の間隔をあけて接種しますので、1回目は1月までに接種してください。2回目は、3月31日までに接種してください。		

※生活保護又は中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する方は、接種費用が無料です。
医療機関に受給者証、本人確認書類を提示してください。

【実施方法】

1. 医療機関に接種の予約を行う
2. 以下の持ち物を持って、実施医療機関でワクチンを接種する
 - ・成田市が発行する予診票、住所と年齢が確認できるもの、接種費用
 - ・60～64歳の対象者は、予診票、身体障害者手帳、接種費用



【ご注意】

- ・接種期間外の予防接種は、全額自己負担になります。
- ・成田市内の医療機関以外で接種希望の場合は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

成田市健康推進部地域医療政策課
〒286-0017 成田市赤坂1-3-1(成田市保健福祉館内)
電話:0476-27-1119 FAX:0476-27-1114